

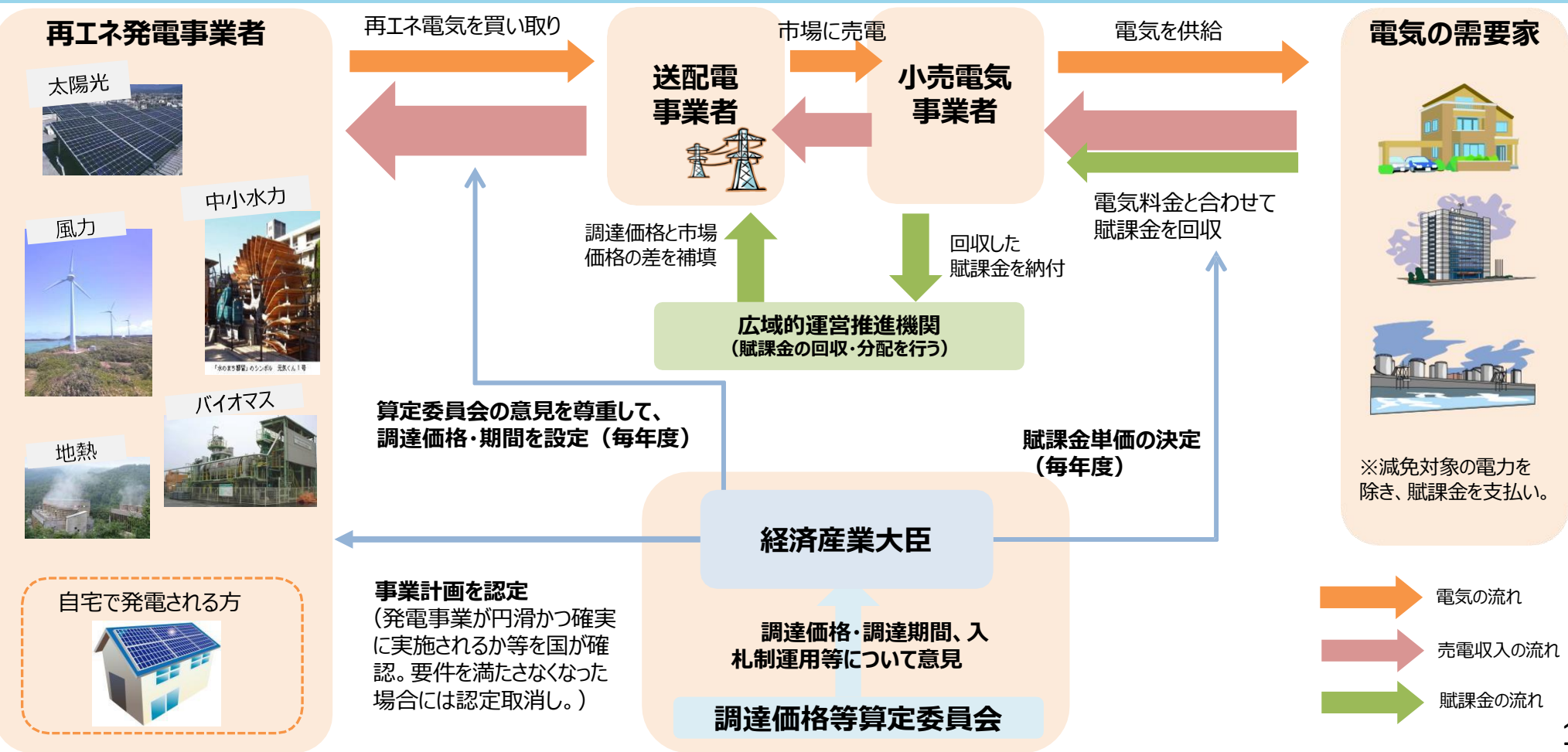
再エネ特措法 事業規律強化について

2024年2月

経済産業省 中部経済産業局

再エネ特措法の基本的な仕組み

- 再エネ特措法では、経済産業大臣が毎年度、**調達価格等算定委員会（国会同意人事、任期3年）の意見を尊重して、再エネ電気を送配電事業者が買い取る調達価格・調達期間を決定する仕組み**となっている。
- 再エネについて設定される調達価格は、通常、市場価格より高値であることから、調達価格と市場価格の差額を賦課金で補填。この**賦課金の単価についても、毎年度、経済産業大臣が決定**。
- 発電事業が円滑かつ確実に実施されるか等を国が確認し、**支援対象となる発電事業計画を認定**。要件を満たさなくなった場合には指導・改善命令を経た上で、認定取消し。



（参考）FIP制度の導入

- FIP制度は、再エネ自立化へのステップアップのための制度であり、**電力市場への統合**を促しながら、**投資インセンティブの確保**と、**国民負担の抑制**を両立していくことを狙いとしている。

FIT制度 （固定価格での買い取り）

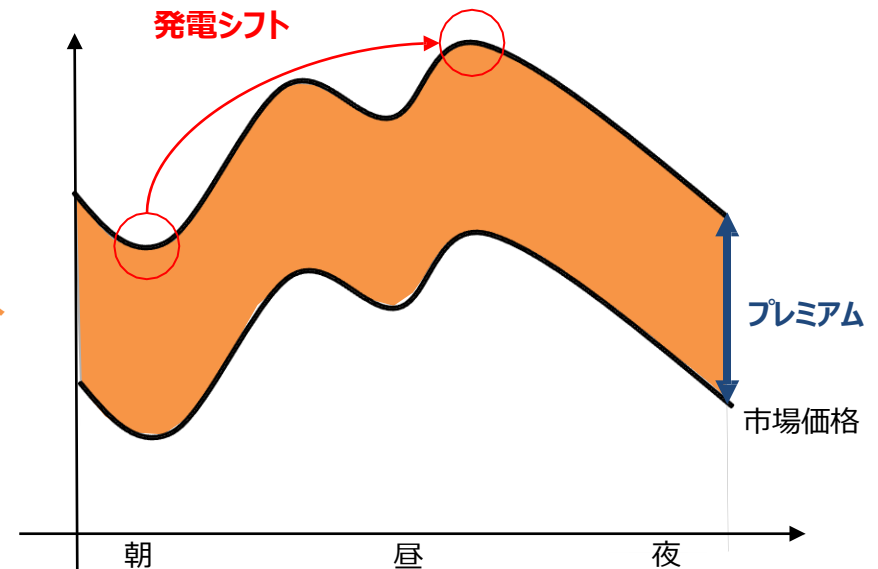
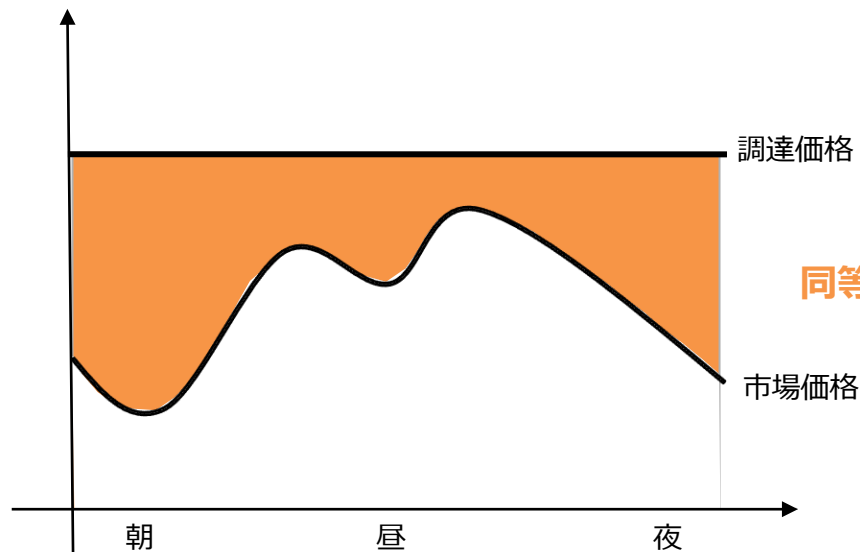
- どの時間帯に売電しても収入は一定であり、市場価格変動リスクを遮断
 - 電力会社による全量買取が前提
-
- 市場価格によるシグナリングがないため、需給バランス維持には、他電源による調整が必要

投資インセンティブ確保

国民負担の抑制

FIP制度 （市場価格に一定のプレミアムを交付）

- 市場価格に応じて収入が変動するが、収入額はFITと同等程度（発電シフトによる増収機会あり）
 - 再エネ事業者が売り先を決める柔軟なビジネス
-
- 市場価格を踏まえた発電シフト等により、他電源の調整コストを抑制



主な認定基準

認定を取得するためには、発電事業計画が以下のような認定基準の全てを満たしている必要があります。

土地の確保

再生可能エネルギー発電設備を設置する場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができることと認められること、調達期間が終了するまでの間、同一の設置場所で発電を行う計画であること

分割禁止

特段の理由がないのに一の場所において複数の再生可能エネルギー発電設備を設置しようとするものでないこと

設備の決定

認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が決定していること

接続同意

再生可能エネルギー発電設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについて電気事業者の同意を得ていること

保守点検及び維持管理

再生可能エネルギー発電設備を適切に保守点検及び維持管理するために必要な体制を整備し、実施するものであること

設備の廃棄

再生可能エネルギー発電設備の廃棄その他の認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を廃止する際の発電設備の取扱いに関する計画が適切であること

関係法令の遵守

関係法令（条例を含む）の規定を遵守すること

再エネ長期電源化・地域共生WG 第2次取りまとめの概要①

- 本WGにおいては、2023年5月以降、全6回にわたって改正再エネ特措法の詳細設計について集中的に御議論いただき、パブリックコメントも経て、**同年11月に第2次取りまとめ**を行ったところ。
- 土地開発等に関する許認可取得に係るFIT/FIP認定の申請要件化**は、パブリックコメントを経て、改正法施行を待たずに、**2023年10月から速やかに施行**。改正再エネ特措法による説明会等のFIT/FIP認定要件化等の措置は、今後パブリックコメントを実施した上で、**自治体等への周知期間**を経て、**改正法施行（2024年4月）と合わせて施行**。

I 関係許認可取得に係る認定手続の厳格化

- 災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる①～③の許認可について、**FIT/FIP認定の申請要件化**。
①**森林法**の林地開発許可、②**宅地造成及び特定盛土等規制法**の許可、③**砂防三法**（砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地法）の許可

II 説明会等のFIT/FIP認定要件化 (FIT/FIP認定要件として、周辺地域の住民に対し、説明会等の事前周知を求める。)

(説明会等を実施すべき再エネ発電事業の範囲)

- 特別高圧・高圧（50kW以上）**は、説明会の開催を求める。
- 低圧（50kW未満）**は、原則として説明会以外の事前周知を求めるが、**周辺地域に影響を及ぼす可能性が高いエリア（上記I①～③の許認可が必要なエリア、土砂災害警戒区域のエリア、景観等の保護エリア等）**では、説明会の開催を求める。
- 屋根設置・住宅用太陽光**は、事前周知の対象外。

(説明会での説明事項等)

- 説明会では、下記の説明を求める。
① **事業計画の内容** ④ **事業に関する工事概要**
② **関係法令遵守状況** ⑤ **関係者情報（主な出資者等を含む）**
③ **土地権原取得状況** ⑥ **事業の影響と予防措置**
- このうち⑥は、**安全面**（斜面への設置、盛土・切土、地盤強度等）、**景観**、**自然環境・生活環境**（騒音・振動・排水、反射光等の電源別事項）、**廃棄等**の項目を説明。

(説明会の議事等)

- 質疑応答の時間**を設け、住民の**質問・意見への誠実な回答**を求める。
- 説明会後に事業者が一定期間、**質問募集フォーム等**を設け、フォームに提出された住民の質問等への**書面等での誠実な回答**を求める。

(「周辺地域の住民」の範囲)

- 事業場所の敷地境界から一定距離**（低圧100m、特別高圧・高圧300m、環境アセス（法アセス）対象1km）の**居住者**と、**再エネ発電設備の設置場所に隣接する土地/建物の所有者**を対象とする。
- 地域の実情を把握する**市町村への事前相談**を行うことを求め、市町村の意見を尊重して、「周辺地域の住民」に加えるべき者を追加。

(説明会の開催時期)

- 周辺地域に影響を及ぼす可能性が高い場合（上記I①～③の許認可が必要な場合、環境アセス対象等）は、**事業の初期段階から、複数のタイミングでの説明会開催**を求める。

(その他の説明会実施要領)

- 説明会には、**再エネ発電事業者自身の出席**を求める。開催案内は、開催2週間前までに、ポスティング等により行うことを求める。
- FIT/FIP認定申請時に、**説明会を開催したことを証する資料**として、**説明会の議事録、配布資料、質問募集フォームにおける質問・回答、概要報告書等**の提出を求め、**概要報告書**は認定後に公表する。
- 認定後に**事業譲渡や実質的支配者の変更等**が生じた場合は、**変更認定申請時に改めて説明会の開催**を求める。
- 説明会は事後検証できるよう、**録画・録音し、保管**する。

再エネ長期電源化・地域共生WG 第2次取りまとめの概要②

Ⅲ 認定事業者の責任明確化（監督義務） （委託先も認定基準・認定計画を遵守するよう、 認定事業者に委託先に対する監督義務を課す。）

（監督義務の対象）

- 再エネ発電事業の実施に必要な行為に係る委託（例：手続代行・プロジェクトマネジメント、設計、土地開発、建設・設置工事、保守点検、設備解体、廃棄等に係る業務）について、**監督義務の対象**とする。

（契約書の締結）

- 認定事業者と委託先との間で**書面の契約書を締結**することを求める。
- 契約書において、**委託先も認定基準・認定計画に従うべき旨を明確化**するとともに、**認定事業者への報告体制、再委託時の認定事業者の事前同意**などの事項を含めることを求める。

（報告の実施）

- 委託先から認定事業者**に対して、**認定基準・認定計画の遵守状況等を報告**することを求める。
- 認定事業者から国**に対して、**委託契約の概要等について定期報告（年1回）**することを求める。

Ⅳ 違反状況の未然防止・早期解消の措置 （関係法令等に違反する事業者に対し、FIT/FIP交付金を一時停止。 違反が解消されず認定が取り消された場合は交付金の返還を命令。）

（交付金の一時停止の発動タイミング）

- 関係法令違反**について、**少なくとも、行政処分・罰則の対象となる違反が覚知され、違反に係る客観的な措置（書面による指導等）がなされた段階**においては、**一時停止**の措置を講じることが可能と整理。

（交付金の取戻要件）

- FIT/FIP交付金の一時停止が措置された場合について、**違反状態の早期解消インセンティブ**を持たせるため、
 - 違反の解消** 又は
 - 事業の廃止と適正な廃棄等**が確認された場合は、**一時停止された交付金を取り戻すことができること**とした。

Ⅴ 太陽光パネルの増設・更新に伴う適正な廃棄の確保 （太陽光パネルを更新・増設する際に、当初設備相当分は価格維持することとし、増出力分相当は十分に低い価格を適用する措置を講じる際の適正な廃棄の確保。）

（更新に伴って不要となる太陽光パネルの適正な廃棄）

- 廃棄等積立制度において積み立てられた**積立金を充てるのではなく、個別に適正な廃棄**を求める。
- 更新に係る変更認定申請を行う際には、**解体・撤去業者に廃棄等を依頼する契約書など、一定の書類の提出**を求める。また、事後的に、**実際に適切な廃棄等が実施されたことの報告**を求める。

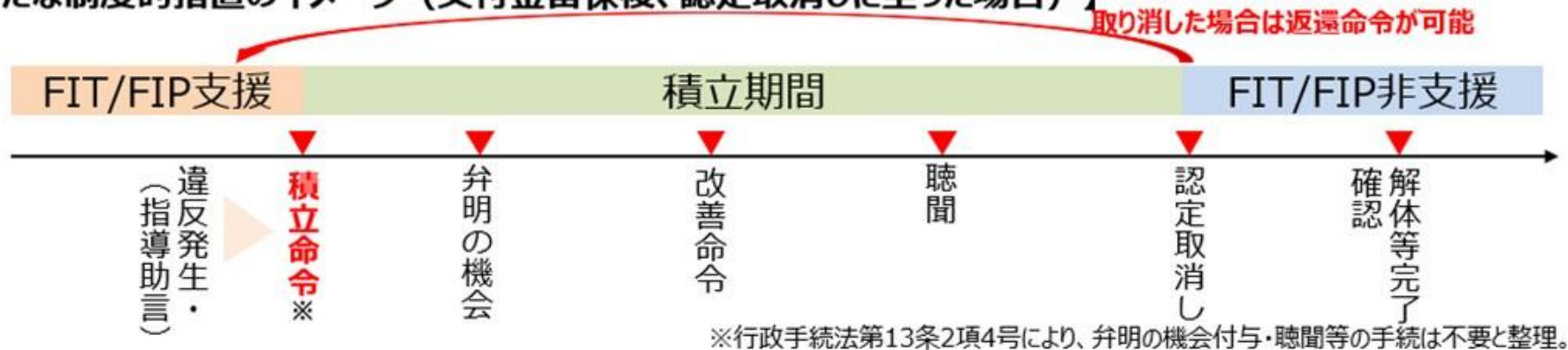
（更新・増設される太陽光パネルの適正な廃棄）

- 太陽光パネル増設に伴う廃棄等費用の不足分**は、**増設に係る変更認定時に一括して原則外部積立て**を求める。

(参考) 違反状況の未然防止・早期解消の措置 (交付金の一時停止)

- 再エネ特措法における認定事業者は、認定計画に従って発電事業を実施することが求められ、認定された計画に違反した場合は、必要に応じて指導、改善命令を経て、認定が取り消される。
- 認定取消しは上記のとおり指導・改善命令等を経て実施されるが、**現行制度においては、違反状況が続いている間であっても、認定事業者である以上、FIT/FIP制度における支援は継続**。このため、早期に違反状態が解消されづらいなどの懸念もある。
- こうした懸念に対応するため、認定事業者に対して、違反の未然防止・早期解消を促す仕組みとして、認定計画に違反した場合、**FIT/FIP交付金を一時停止するための積立命令に基づく積立義務を新たに課す**こととし、**違反状態の間は、FIT/FIP交付金の一時停止を継続**することとする。また、違反状態の早期解消インセンティブを持たせるため、**違反の解消又は適正な廃棄等が確認された場合は、一時停止された交付金を取り戻せる**こととするべきである。
- また、認定取消しをした際には、**認定取消しに加えて、例えば、違反時点から、認定が取り消された時点までのFIT/FIP交付金の返還を求めていくことが適切**である。

【新たな制度的措置のイメージ (交付金留保後、認定取消しに至った場合)】



地方自治体等向け情報閲覧ページについて

- 資源エネルギー庁が保有する **F I T 等認定情報**や各自治体で制定している**再エネ関係の条例**に関して、**「地方自治体等向け情報閲覧ページ」**において**情報提供**しており、昨年6月末時点で、**842自治体が登録済み**。
- これまで、1自治体あたり1IDとしていたところ、関係法令違反に対して速やかな対応を行うことを目的に、昨年7月末より、**1自治体あたり最大で15IDまで付与**することとした。
- 今後、各自治体組織内において、**エネルギー政策部局のみならず、関係法令を所掌する部局における利活用を促していく**。

再生可能エネルギー電子申請 

[ログアウト](#)

 **マイページ**

情報検索

利用者情報

操作マニュアル

メニュー

設備申請情報検索 [>](#)

認定設備情報検索 [>](#)

再エネ条例検索 [>](#)

認定情報地図検索 [>](#)

関係法令違反通報検索 [>](#)

関係法令違反通報登録 [>](#)

自組織ID登録状況確認 [>](#)

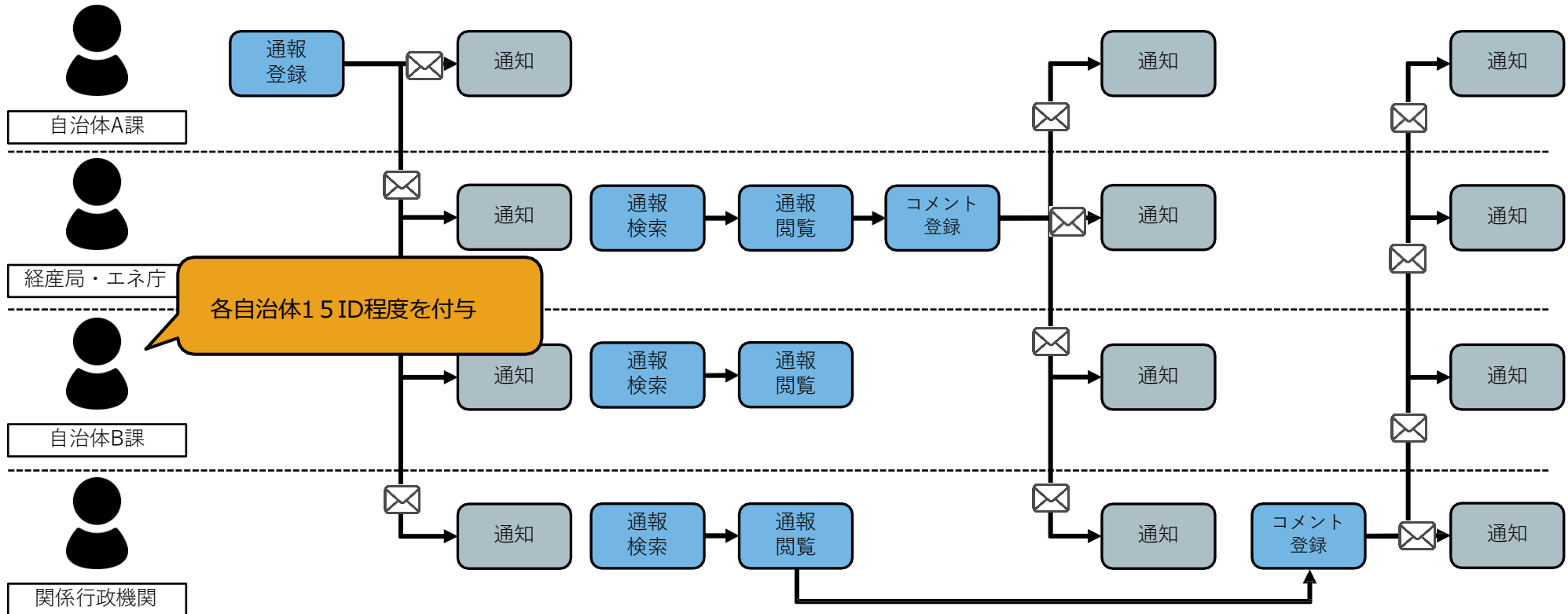
「設備申請情報検索」では、閲覧日時においてシステムにて申請手続き中の設備申請情報を検索することができます。
※審査済みになった設備申請情報は検索できません。

「認定設備情報検索」では、閲覧日時において既に認定され、システムへの登録が完了されている認定設備情報を検索することができます。

URL: <https://www.fit-portal.go.jp/local>

再エネ特措法認定システムを活用した関係法令違反通報機能

- 再エネ特措法では関係法令遵守を求めており、違反があった場合、自治体等の関係行政機関から通報を受け、再エネ特措法に基づく指導、改善命令、認定取消の手続きを行うこととしているが、以下のような課題がある。
 - ① 関係行政機関と地方経産局との連携不足による、指導等の対応における初動の遅れ
 - ② 関係行政機関の間で、それぞれの許認可の状況を把握できない事
- 今回、自治体等の関係行政機関が連携し、法令違反時に速やかに違反の解消を促す事を目的として、再エネ特措法認定システムを活用した通報システムを構築、2023年3月より運用開始した。
- 違反に関する情報について、簡単に登録・コメントできるツールとしての運用を目指すもの。



再生可能エネルギー事業規律強化事業

令和6年度予算案額 2.7億円＋事務費(新規)

資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課

産業保安グループ電力安全課

事業の内容

事業目的

FIT制度等の導入を契機として、規模や属性も異なる様々な事業者による参入が急速に拡大してきた太陽光発電を中心に、安全面、防災面、景観や環境への影響、将来の廃棄等に対する地域の懸念は高まっている。これまで法令違反等が疑われる案件について発電指導者に適切な指導を行っているものの、未だ地域の懸念は払拭されていない。

そのため、改正再エネ特措法の施行により、事業規律強化に係る体制を構築し、適切な処分を行う等により、地域と共生した再生可能エネルギーの導入拡大を促進することを目的とする。

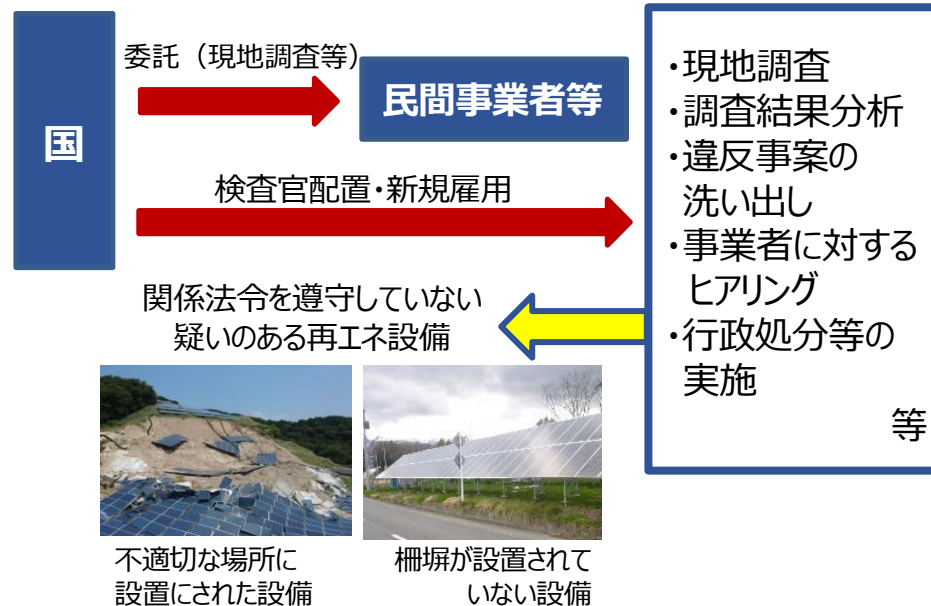
事業概要

地域と共生する再生可能エネルギーの導入実現のため、以下の取組を行う。

再生可能エネルギー発電設備の現地調査等を行い、把握した情報について、再エネ特措法に基づく認定計画の内容や条例を含む各種法令状況等と照合の上、調査分析し、再エネ特措法における事業規律違反や、関係法令違反が疑われる案件の洗い出しを行う。

現地調査等を通じて、違反の実態を確認の上、経産局、保安監督部、関係省庁、自治体に対しプッシュ型で情報提供を行い、関係法令の処分を行うとともに、再エネ特措法上のFIT/FIP交付金の一時停止などの処分を実施する。

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)



成果目標

地域と共生する再生可能エネルギーの導入実現を目指す。